

## 荒川区子ども家庭総合センター(荒川区児童相談所)について

### 設置の目的

荒川区では、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、児童家庭相談の増加・内容の複雑化とともに、一時保護所の保護件数の増加や保護期間の長期化など相談対応が困難さを増していることを踏まえ、子どもを守るための児童相談体制をより一層充実させるため、荒川区子ども家庭総合センター(荒川区児童相談所)を設置します。

### 荒川区子ども家庭総合センターの概要

#### 1 性格

- 従来より区で実施している「子ども家庭支援センター機能」と「児童相談所機能」の両機能を併せ持ち、すべての子どもと家庭に対して一貫した支援を行います。
- 区における各種支援の充実及び関係機関との連携強化により、予防的対応を推進します。

#### 2 開設時期

令和2年4月

※一時保護や児童福祉施設等への入所措置などの児童相談所業務については  
令和2年7月より実施

#### 3 組織体制

##### ■ 組織

児童相談部門(管理係、児童福祉係、児童心理係、在宅支援係)と一時保護部門(一時保護係 [一時保護所の定員:10名])で構成します。

##### ■ 人員

児童福祉司、児童心理司、医師など総数80名程度の配置を予定しています。

※よりきめ細かい支援を行えるよう、国の基準を上回る配置を予定しています。

#### 4 施設概要

- 所在地 荒川区荒川一丁目50番
- 建物規模 地上4階建(延床面積2,035.71㎡)

## 今後の予定

- 令和2年2月 竣工
- 令和2年4月 荒川区子ども家庭総合センター開設  
都区共同での支援（※）を実施
- 令和2年7月 児童相談所設置市への移行  
(一時保護や児童福祉施設等への入所措置などの児童相談所業務を開始)

(※) 子どもとその家族に影響が生じることのないよう、十分な人的体制を整えた上で、3ヶ月程度、家庭訪問や面接を都区が共同で実施しながら、必要に応じて、荒川区の子どもの一時保護を都から受託するなど、段階的に支援を実施していきます。



## ▼外観イメージ



【お問合せ先】子育て支援部 児童相談所準備担当課長 西浦

☎03-3802-3244